

## 熊本県職務発明等に関する事務取扱要領

### （趣旨）

第一 この要領は、熊本県職務発明等に関する規程（平成二年熊本県訓令第二十五号。以下「規程」という。）第二十二条の規定に基づき職員がした職務発明等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （事務の分担）

第二 この要領により所属長が行うものとされている事務については、発明者が出先機関に所属する場合は、当該出先機関の長を経由して、当該出先機関を所管する課の長が行うものとする。

### （発明届）

第三 規程第四条第一項第一号に規定する発明の内容を詳細に記載した書類は、特許法施行規則（昭和三十五年通産省令第十号）第二十四条及び第二十五条により定められた様式に準じて作成するものとする。

### （意見書）

第四 意見書の提出について

出先機関の長は、規程第四条第一項の規定による発明の届出を受理したときは、当該届出にかかる書類に同条第二項に規定する意見書を添えて、速やかに、所属長へ提出するものとする。

#### 2 意見書の記入について

（1）発明に至った動機は、職務発明か否かの認定に役立つように記入するものとする。

（2）職務発明か否かに関する意見は、当該発明の新規性についても記入するものとする。

（3）持分に関する意見は、共同発明の場合にのみ記入するものとする。

（4）所属長の意見は、その根拠も詳細に記入するものとする。

### （職務発明の認定の通知）

第五 所属長は、規程第五条第一項の認定をしたときは、職務発明認定通知書（別記第1号様式）により、所属長を経由して発明者に通知するものとする。

### （発明台帳）

第六 所属長は、特許を受ける権利を県が取得したときは、速やかに発明台帳（別記第2号様式）を備えるものとし、内容に異動を生じたときは、その都度更新を行うものとする。

### （特許出願）

第七 特許出願その他の特許庁に対する事務手続きは、所属長が行うものとする。

2 所属長は、特許の出願を行ったときは、速やかに、出願審査の請求の事務を行うものとする。

### （登録補償金）

第八 所属長は、規程第八条に基づき、発明者に対して登録補償金を支払うものとする。

2 所属長は、登録補償金を支払おうとするときは、あらかじめ、発明者に対して、その金額等を通知するものとする。

（実施補償金）

第九 所属長は、実施補償金の支払の決定をしたときは、実施補償金支払決定通知書（別記第3号様式）により、発明者に通知するものとする。

2 発明者は、前項による通知を受けたときは、速やかに、実施補償金請求書（別記第4号様式）を、所属長に提出するものとする。

3 所属長は、前項の請求があったときは、当該支払に関する事務を行うものとする。

（譲渡補償金）

第十 前条の規定は、譲渡補償金を支払う場合に準用する。

（不服申立て）

第十一 所属長は、規程第十二条の規定により不服の申立てを受理したときは、当該申立てにかかる意見書を添えて財産経営課長に提出するものとする。

（職務発明審査会）

第十二 財産経営課長は、規程第十三条第二号に規定する事項を職務発明審査会（以下、「審査会」という。）に付する場合は、諮問書（別記第5号様式）に関係書類を添えて審査会長に提出するものとする。

2 審査会は、審査結果を文書で財産経営課長に答申するものとする。

3 財産経営課長は、答申を受けたときは、所属長を経由して、発明者に審査結果を通知するものとする。

（考案及び意匠の創作に関する準用）

第十三 この要領は、考案及び意匠について準用する。

附則

この要領は、平成二年四月一日から施行する。

附則

この要領は、平成三年三月二日から施行する。

附則

この要領は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

1 この要領は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 規程の附則（平成二十九年三月三十一日訓令第二十二号）第2項に定める場合においては、この要領においてもなお従前の例による。ただし、財産経営課長が行うとされる事務は所属長が行うものとする。

別記第 1 号様式（第 5 関係）

職務発明認定通知書

第 号  
年 月 日

所 属  
職氏名 様

熊本県知事

職務発明であると  
年 月 日付け届出の勤務発明については、認定したので  
職務発明でないと

通知します。

（教 示）

なお、この通知内容中、職務発明に係る認定に対して不服がある場合、通知を受けた日から起算して 30 日以内に、熊本県職務発明等に関する規程第 12 条の規定により知事に対し不服の申立てをすることができます。

発 明 台 帳

|               |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
|---------------|--|---------|--|-------|-----|--------|--|-------|------------------|-------|--|---------|---------|-------|---------|-----|--|
| 発 明 等 の 名 称   |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 所 属           |  |         |  |       | 区 分 |        |  |       |                  | 職務発明  |  |         |         |       |         |     |  |
| 発明届出年月日       |  | 年 月 日   |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 出願人（所属）       |  |         |  |       |     | 出願審査請求 |  | 年 月 日 |                  |       |  | 登録査定    |         | 年 月 日 |         |     |  |
| 項 目           |  | 日 付     |  | 登録等番号 |     | 出願公開   |  | 年 月 日 |                  |       |  | 登 録     |         | 年 月 日 |         |     |  |
| 出 願           |  | 年 月 日   |  |       |     | 出願公告   |  |       |                  |       |  | 拒絶査定    |         |       |         |     |  |
| 特許権消滅         |  | 年 月 日   |  | 消滅理由  |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 発明者           |  | 所 属     |  | 職     | 氏 名 |        |  | 持ち分   |                  | 共同発明者 |  | 住 所・氏 名 |         |       |         | 持ち分 |  |
|               |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 登録料           |  | 各年の区分   |  | 納付年月日 |     | 納 付 額  |  |       | 許 諾 期 間          |       |  |         | 金 額 (円) |       | 算 定 基 礎 |     |  |
| 納付状況          |  | 第1年～第3年 |  | 年 月 日 |     |        |  |       | 年 月 日<br>～ 年 月 日 |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 実施許諾等<br>相手方  |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 契約年月日         |  | 年 月 日   |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 生産品目<br>又は用途等 |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |
| 実施の方法等        |  |         |  |       |     |        |  |       |                  |       |  |         |         |       |         |     |  |

第 号  
年 月 日

実施補償金支払決定通知書

所 属  
職氏名 様

熊本県知事

このたびあなたが行った下記の発明について、熊本県職務発明等に関する規程第9条の規定に基づき、下記のとおり実施補償金の額を決定したので通知します。

記

1 発明の名称

2 実施料収入

- (1) 収入額 金 円  
(2) 実施許諾相手方  
(3) 実施料収入期間

3 実施補償金

- (1) 支払決定金額 金 円  
(2) 算定基礎

別記第4号様式（第9関係）

実施補償金請求書

年 月 日

熊本県知事 様

所 属  
発明者氏名

熊本県職務発明等に関する規程第9条の規定に基づき、下記の発明に関する実施補償金を支払われますよう請求します。

記

- 1 請求金額
- 2 納入方法
- 3 発明者の氏名
- 4 発明者が職務発明を行ったときの所属
- 5 権利名
- 6 発明等の名称
- 7 特許等番号
- 8 特許等年月日
- 9 発明者の持分割合

第 号  
年 月 日

職務発明審査会 会 長 様

熊本県知事

職務発明の認定又は補償金の支払決定に係る不服申立てについて（諮問）

このことについて、下記の者から 年 月 日付けで申立てがあったところですが、本件に係る決定をするにあたって、熊本県職務発明等に関する規程第 1 2 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

記

- 1 不服申立人

所 属  
職氏名
- 2 答申期限

年 月 日
- 3 添付書類

職務発明の認定

①勤務発明届及び同添付書類（写）  
②職務発明認定通知書（写）  
③不服申立書  
④その他（不服申立てに係る決定の案）

補償金の支払決定

①実施補償金支払決定通知書及び同添付書類（写）  
②不服申立書  
③その他（不服申立てに係る決定の案）